

【韓国】外国人労働者の現在—雇用許可制の現状と評価

海外立法情報課・白井 京

* 2004 年、韓国は外国人単純労働者の受入に踏み切った。日本の外国人研修制度に類似する「産業研修制度」を廃止し、期間を限って外国人労働者と雇用契約を結ぶシステムである「雇用許可制」が導入されたのである。この制度の現状と評価を報告する。

韓国が導入している雇用許可制とは、製造業、建設業、農畜産業、サービス業等の分野において、従業員数が一定以下の事業所が、一定期間求人を出しても韓国人労働者を雇用できない場合、所定の手続きを経て外国人労働者と一定期間の雇用契約を締結できる制度である(注 1)。労働者の受入を透明に行うためブローカー等を排除し、政府自らが受入を管理するシステムで、外国人労働者の受入れ人数、業種、送出国は政府が定め、毎年調整する。①単純労務分野限定、②国内労働市場補完（韓国人の雇用に影響を与えないようにする）、③外国人定住化の防止（期間を 3 年に限り社会的コスト増大を防止）、④平等待遇（不当差別を禁じ、労働法を同等に適用）といった原則のもとで導入された雇用許可制であるが、実際にはどのような状況なのであろうか。

雇用許可制により就労した外国人労働者の数は、2004 年 7,096 人、2005 年 60,473 人と、当初の想定より少なかった。しかし法改正による手続きの簡素化など制度の浸透が図られ、2008 年 10 月現在、累計で 459,905 名となっている（注 2）。

2007 年 5 月までに入国した者を対象とした調査（注 3）において、各々の属性は表 1 の通りである。この時点では、全体に占める一般外国人の比率は 45%、中国の朝鮮族を中心とする韓国系外国人（同胞）は 55%である。

		一般外国人		韓国系外国人	
		数	構成比	数	構成比
性	男性	64,168	87.9%	55,654	62.4%
	女性	8,868	12.1%	33,502	37.6%
年齢	平均年齢	29.7才		45.0才	
婚姻状態	未婚	48,040	65.8%	5,062	5.7%
	既婚	24,996	34.2%	84,094	94.3%
学歴	小卒	5,011	6.9%	8,484	9.5%
	中卒	9,612	13.2%	35,017	39.3%
	高卒	43,142	59.1%	40,600	45.5%
	短大・専門	7,719	10.6%	1,687	1.9%
	大卒以上	7,552	10.3%	3,368	3.8%

表1 雇用許可制により入国した外国人労働者の属性

なお 2008 年 10 月現在では、一般外国人（特にインドネシア、ベトナム）が 35%、韓国系外国人が 65%と、韓国系外国人が急増している。2007 年 3 月の制度改正により韓国系外国人への門戸開放が進んだため、現時点で韓国系外国人の割合が急増

しているものと思われる。

両者の年齢や性別等の属性には大きな違いがみられる。一般外国人には若い男性が多く、韓国系外国人は中高年の既婚者が多い。

		一般	韓国系
業種	農畜産・漁業	2.5	0.9
	製造業	97.2	14.1
	建設業	0.2	46.5
	サービス業	0.1	38.5
規模	5人未満	25.2	62.7
	5-9人	19.1	11.6
	10-29人	34.3	16.7
	30-99人	16.7	7.3
	100人ー	4.6	1.6

表2 外国人労働者の雇用状況 単位%

企業が多く、特に韓国系外国人の62.7%は従業員5名以下の企業で働いている。

表2の業種別採用比率とてらしあわせると、一般外国人労働者については中小製造業の雇用主が中等教育水準以上の若い20, 30代の男性を雇用していることがわかる。一方、韓国語を一定程度理解する韓国系外国人は、建設業（男性）やサービス業（女性）を中心に雇用されていることがわかる。外国人労働者を雇用するのは従業員29名以下の小規模な

2007年に雇用許可制の実態調査を行ったユ・ギルサン韓国技術教育大学教授は、導入から3年の評価として以下のように述べている。

- ・政府が主体的に関与することで外国人の送出国を透明化・公正化し、不正を予防するのに大きく寄与した。外国人労働者が韓国入国の過程で支払う費用は、産業研修制当時の3分の1程度に減少した。
- ・労働生産性を考慮すれば、韓国人・外国人労働者間の賃金差別は殆どない。
- ・人権侵害を受けたとする外国人労働者は調査対象の6.7%で、日常的に差別や人権侵害があったとされる産業研修制時に比して大きく改善した。職場離脱率も、産業研修制時代には50～60%であったのが、3.3%と大幅に減少している。
- ・事業主・外国人労働者共に満足度は高く、肯定的に評価している者が多い。
- ・しかし、依然として不法滞在者は19万名にのぼる。
- ・全体的には韓国人労働市場に影響は少ないが、建設業においては若干の侵食がみられ、韓国人労働者の労働条件にも負の影響が生じている面がある。

その他、一部マスコミにおいては、外国人労働者への人権侵害は旧態依然であるとし、雇用許可制が事業場移動の自由を制限していることを批判する論調もみられる。

また、雇用許可制により正式に雇用される外国人労働者が増加する一方で、不法就労の取締りは一層厳しくなっており、入国管理局の追跡を受けた外国人労働者がビル屋上から落下して死亡するなどの事件も報道されている。

注(インターネット情報はすべて2008年12月16日現在である。)

- (1) 雇用許可制公式ウェブサイト(英語版) <<http://www.eps.go.kr/wem/en/index.jsp>>.導入の経緯、法律の解説及び翻訳については、白井京「韓国の外国人労働者政策と関連法制」『外国の立法』No.231, 2007.2, pp.31-50.<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/231/023105.pdf>>を参照。
- (2) 「外国人労働者(雇用許可制)雇用動向」統計庁 e-나라지표 (e-国指標) <<http://www.index.go.kr/egams/default.jsp>>による。
- (3) 유길상 (ユ・ギルサン) 「외국인고용허가제 시행 3 년에 대한 평가」(外国人雇用許可制施行3年に対する評価)『한국사회정책』(韓国社会政策) Vol. 14 No. 2, 韓国社会政策学会, 2007. なお、図表もすべて同文献を参考に作成した。